

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、<u>他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律<u>第55条及び第55条の2</u>の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、<u>本市の区域内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていた者</p> <p><u>(11)</u> (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、<u>他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律<u>第55条</u>の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、<u>本市が行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項第1号ク及び第10号の規定は、この条例の施行の日以後に後期

高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。